

大阪府森林整備指針

令和元年12月

大 阪 府

目 次

第1 はじめに	1
第2 指針の4つの目標	2
第3 森林区分の設定	3
第4 保育・管理方針	10
第5 活用のロードマップ	15
(参考資料) 大阪府の森林・林業の現状	16
(参考) 相談・連絡先	33

第1 はじめに

森林整備指針の趣旨

●背景

森林は、水源の涵養、山地災害の防止、地球温暖化の防止など、多くの公益的機能を有し、府民の良好な生活環境の保全や災害の防止に大きく寄与しています。

しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者不明の森林や境界未確定の森林の存在、また、所有者の経営意欲の低下や担い手の不足等が大きな課題となっています。大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部にも被害が及び得る災害から府民を守るためにには、こうした課題に的確に対応するとともに、パリ協定の枠組みの下で温室効果ガス排出削減目標を達成するよう、森林資源の適切な管理を推進することが必要です。

大阪府では、平成28年度から、新たな森林保全対策を緊急かつ集中的に実施するため、森林環境税を創設し、自然災害から暮らしを守る取組みなどの事業を実施しています。

一方、国では、平成31年4月1日に森林經營管理法を施行し、森林所有者自らが森林の經營管理を実行できない場合には、市町村が森林の經營管理の委託を受け、意欲と能力のある林業經營者に再委託する、もしくは、再委託できない森林においては市町村自らが管理を実施することができるようになりました。

併せて、森林環境譲与税が平成31年度から市町村へ譲与され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっていることから、森林行政における市町村の役割がますます大きくなっています。

しかしながら、市町村には林務担当の職員や、森林整備の手法についての蓄積が少ないとことから、府内の将来の森林のあるべき姿を示した森林整備の指針となるものが必要です。

●目的

上記の背景を踏まえ、本指針により、府域の森林を対象に、将来の望ましい森林の姿と、それを実現するための技術的な手法等を示し、府、市町村が連携・協調して府域の森林の保全整備を進めることを目的とし、大阪府森林整備指針（以下、指針という。）を策定します。

●対象とする森林

府域の地域森林計画対象民有林（約54,000ha※）

※大阪府の森林のうち、国有林を除いた民有林の面積

第2 指針の4つの目標

大阪府の将来の森林のあるべき姿を分かりやすく示すため、この指針のキーワードとなる4つの目標を定めました。

メリハリをつけた林業経営

今後、人工林を管理していくにあたり、メリハリをつけた林業経営を行っていくために、林業の条件適地にある人工林は引き続き木材生産をしていく一方、条件不適地にある人工林は、広葉樹林に転換することで、管理コストの縮減や生物多様性の向上を図ります。

防災に配慮した森づくり

昨今、台風被害や豪雨災害などが頻発しており、防災に配慮した森づくりは、山と住居が近接する大阪府において、重要な課題となっています。

災害が起きにくい、また起きた場合でも被害を最小限に留めるための森づくりを行います。

広葉樹などの資源の育成と活用

広葉樹林や竹林においては、燃料革命以降、資源を利用することがほとんどなくなりました。しかし、路網が整備されており、まとまった資源量があるといった好条件地では、資源を有効に活用し、適度な森林更新を図ります。

多様な森づくり

針葉樹と広葉樹、草地も含めて、多様な環境がモザイク状に配置された森づくりが、防災上、生物多様性の観点からも、望ましいと考えられるため、管理されていない人工林については、多様な森づくりを目指します。



平成22年・貝塚市

第3 森林区分の設定

目標の一つである「メリハリをつけた林業経営」のためには、林業経営が成り立ちやすい場所と成り立ちにくい場所を区分する必要があります。区分の条件には、以下のとおり、自然的条件と社会的条件があります。

自然的条件：地形（傾斜）、土壤など

社会的条件：路網からの距離、森林経営計画の策定、人工林のまとまり、森林所有者の意向など

自然的条件

林業適地の自然的条件として、以下の2つを考慮することとします。

地形（傾斜）

○車両系の搬出が効率的とされている「傾斜 35°」までを林業適地とする。
(なお、府内における傾斜区分は図1のとおり)

(参考) 路網整備の目標とする水準

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地(～15°)	車両系	100m/ha以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系	75m/ha以上
	架線系	25m/ha以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系	60m/ha以上
	架線系	15m/ha以上
急峻地(35°～)	架線系	5m/ha以上

出展：「全国森林計画」(平成28年5月)

土壤

○植物の生育に適していると考えられる「褐色森林土」を林業適地とする。
(なお、府内における土壤分類図は図2のとおり)

(参考)

褐色森林土とは、「腐植を含む暗色～黒色のA層の下に酸化鉄の褐色によって特徴づけられるB層があり、母材のC層は各種岩石または砂礫堆積物であって特定の母材にかぎらない。」(出典：ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典)とあり、A層の腐植が植物にとって栄養分となり、植物の生育に適していると考えられます。

また、他の土壤は基本的には栄養価が低かったり、pHが合わなかったりと、植物の生育には向きでないので、林業適地とする条件としましては、「褐色森林土」のみとします。

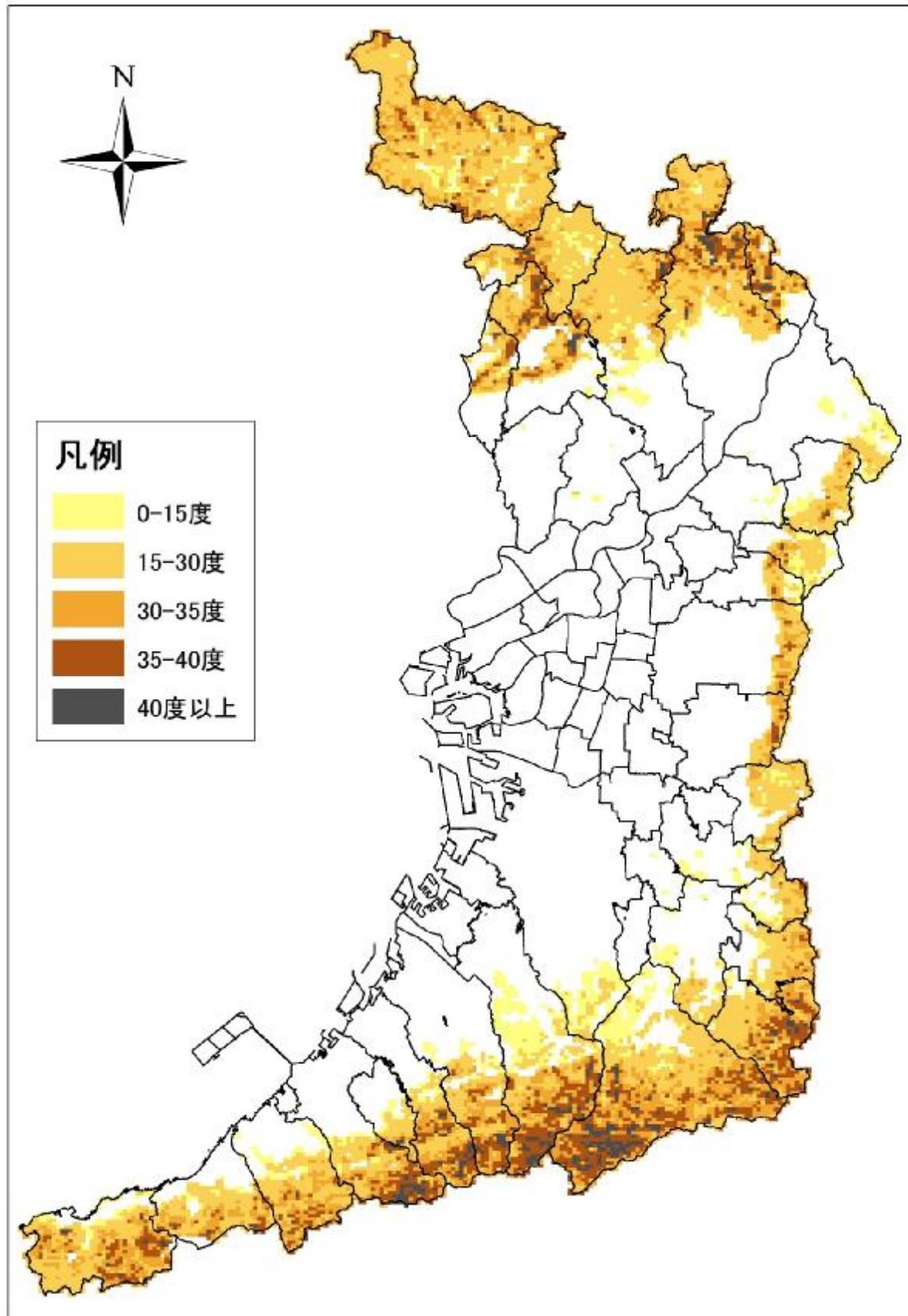


図1：大阪府傾斜区分図（メッシュ）

大阪府土壤分類図

凡例

270土壤分類(ポリゴン)

属性1

- その他
- グライ土
- 岩石地
- 未熟土
- 灰色低地土
- 褐色低地土
- 褐色森林土
- 赤黄色土
- 黒ボク土

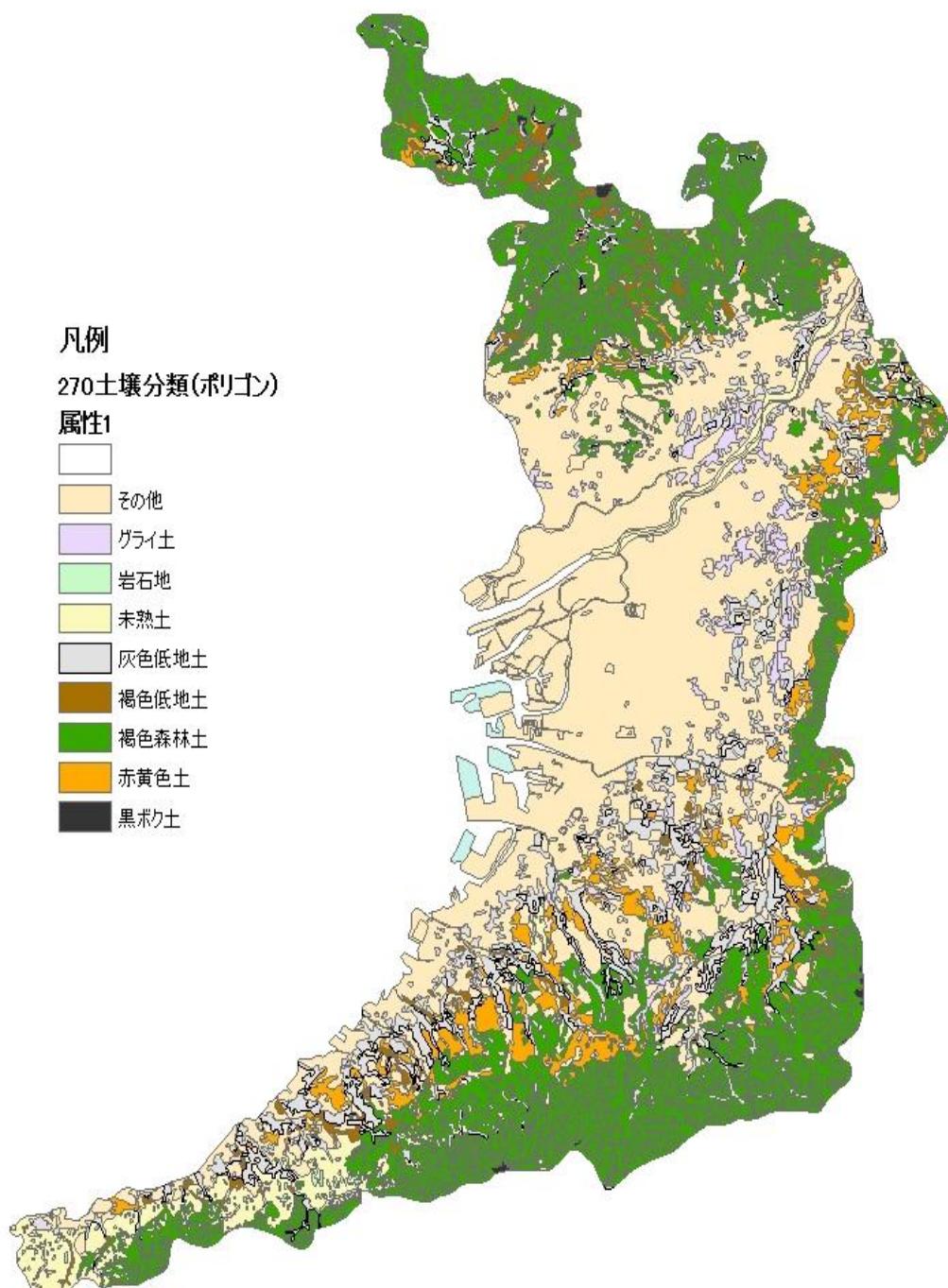


図2：大阪府土壤分類図

社会的条件

社会的条件は、自然的条件と共に、林業経営の重要な要素であることから、十分に考慮した上で林業適地を判断します。社会的条件により、自然的条件の悪い場所でも林業経営を実施したり、その逆に、自然的条件が良くても林業経営を断念せざるを得ない場合もあります。実際に森林を区分する際には、上記を踏まえ、個別に判断します。

路網からの距離

- 車両系（タワーヤーダ）で集材できる範囲である「路網から200m以内（計画予定路線を含む）」にあることを林業適地とします。

（参考）集材距離（路網密度）に応じた効率的な集材方法の選択

平均集材距離	路網密度	選択する集材機械の特徴
~25m	175m/ha~	ハーベスター、グラップルは、高密路網を活用することにより、道端からの伐採・集材に効率的
~100m	44m/ha~	スイングヤーダは主索を張らない簡易索張りであり、短距離・急傾斜地の集材に効率的
~200m	22m/ha~	タワーヤーダは主索を張らない簡易索張りであり、中距離・急傾斜地の集材に効率的
200m~	~22m/ha	集材機は架線の架設、撤去に多くの時間と労力を要するが、長距離の集材が可能



出展：望ましい作業システムの考え方（林野庁）

また、以下の社会的条件も林業適地の条件と考えられます。

森林経営計画の策定

- 森林経営計画策定地（計画予定地を含む）

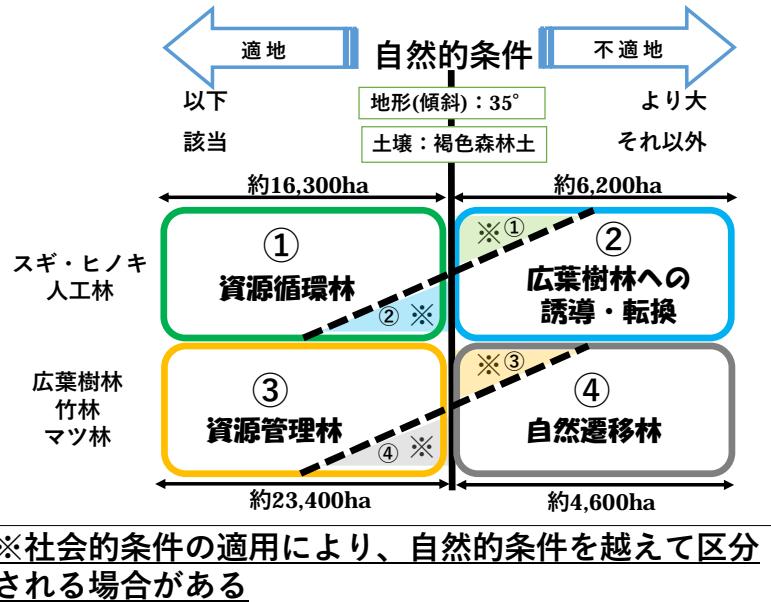
人工林のまとまり

- 路網の作設や効率的な施業ができる程度のまとまった面積を有する人工林であること

森林所有者の意向

- 森林所有者に、林業経営を続ける強い意向があること

前述の条件を人工林・広葉樹林等別に当てはめると、以下の通り4区分されます。



注：図の面積は自然的条件を当てはめた場合の試算値です。また、この面積は衛星画像から立木竹地と判別された数値であり、無立木地等を含めた地域森林計画対象民有林の面積とは一致しません。

次に、指針の4つの目標に向けて、上記の4区分の管理の方向性とともに、全体に共通する配慮事項を定めました。また、4区分に関わらず、特に対応が必要な森林もあります。

4区分の管理の方向性

①資源循環林

林業適地にあるスギ・ヒノキ人工林は、「資源循環林」として人工林の林業経営を通じて、維持管理を行っていきます。

②広葉樹林への誘導・転換

林業不適地にあるスギ・ヒノキ人工林は、「広葉樹林への誘導・転換」を図ることで、維持管理費用を縮減し、災害に強い森林として維持します。

③資源管理林

健全な広葉樹林を維持しつつ、林業適地にある広葉樹林・竹林等は、森林資源を有効活用する仕組みを検討し、資源活用を通じた森林管理を進めます。

④自然遷移林

林業不適地にある広葉樹林・竹林等は、特に手入れを要しない「自然遷移林」としますが、災害が懸念される場所では、必要に応じて公的な対策を実施します。

共通する配慮事項

①～④の4区分の森林施業を実施するに当たり、共通して配慮すべき事項を以下の4点にまとめました。

防災対策

- ・森林が持つ防災機能を高度に発揮させるため、健全な森林が維持できるよう、森林施業を適期に行う。
- ・場所によって流木となる恐れがある立木は事前に伐採するとともに、渓流付近に植樹をする際は、流木とならないよう配慮する。
- ・重要なインフラに影響を及ぼし得る高木は、必要に応じて事前に伐採する。
- ・大面積の一斉皆伐は、自然環境や防災上の影響が大きいため、十分に配慮して実施する。

生態系保全

- ・針葉樹林や広葉樹林、草地など多様な自然環境をモザイク状に配置することを目指とする。
- ・植樹する場合は、遺伝子のかく乱に配慮する。

シカ食害対策

- ・野生シカ生息地では、植栽木や萌芽した新芽を守るため、獣害防止筒又は防護柵を設置するほか、下層植生を含めた郷土種の保全のために、必要に応じて、一定エリアを防護柵で囲うなどの対策を講じる。
- ・関係課とも連携し、頭数を減らすなどシカ対策を推進する。

景観対策

- ・自然歩道沿いや、眺望対象となる山林では、地域らしさを持った景観に配慮し、植樹する樹種の選定や、樹木の適正な密度管理、景観を阻害する樹木の伐採などに努める。
- ・府の山林は、都市部を取り囲むように位置し、様々な山の恵みをもたらしてくれていることから、府民が山や森に親しんだり森林の育成に関わる機会を増やすよう努める。

特に対応が必要な森林

4区分に関わらず特に対応が必要な森林として、3種類の森林が挙げられます。これらについては、早期に①～③のいずれかの森林に移行できるよう、必要な対策を進めます。

風倒木被害地

平成30年9月の台風21号により、府内全体で約700haの大きな風倒木被害を受けました。

放置すると、二次災害の危険や森林再生の妨げになりますので、防災面で優先度の高い箇所から、早期に被害木を整理し、自然的条件と社会的条件に照らして、前述の①～③のいずれかの森林への移行を図ります。

ナラ枯れ被害地

府内で平成21年度から被害が見られるナラ枯れについて、特に、後継となる高木が育っていない箇所や、枯死木が道路沿いにあり放置すると危険な箇所については、早期に対策を実施し、自然的条件と社会的条件に照らして、前述の③の森林への移行を図ります。（ナラ枯れ被害の推定のべ面積：約200ha）

拡大竹林

放置された竹林は地下茎により周辺に拡大します。府内の竹林面積を昭和50年と平成29年とで比較すると、約1,500haも増加していると試算されました。

広がった竹林が隣接する人工林や広葉樹林を衰退させ、林相が単一化してしまうため、周囲への拡大を止める対策を早期に実施し、自然的条件と社会的条件に照らして、前述の①～③のいずれかの森林への移行を図ります。



人工林に拡大する竹林

第4 保育・管理方針

森林区分毎の保育・管理方針

①～④の区分、及び、特に対策が必要な森林における、保育・管理方針と、その方針を踏まえた具体的な施業方法を示します。なお、施業方法については、手法が確立していないものもあり、今後、継続して調査・検討していきます。

①資源循環林

【保育・管理方針】

持続的に木材資源の有効活用を図るために、人工林の保育・伐採・再造林という林業の経済サイクルを維持する

【施業方法】

- 人工林の施業方法により、適正に管理を行う
- より多くの資源の有効活用のため、隣接する人工林の一体管理や林内路網の整備、架線集材の活用等を検討し、条件適地を増やす
- 皆伐後は確実に植樹し、森林を更新させる。その際、低成本施業のために、伐造一貫作業システムやコンテナ苗の利用等を推進するとともに、花粉症対策苗木の植樹に努める



間伐材を搬出する人工林

②広葉樹林への誘導・転換

【保育・管理方針】

条件不適地の人工林では、管理コストの削減に向け、積極的に広葉樹林への転換を図りつつ、公益的機能の向上に努める

【施業方法】

- 小面積を選択的に皆伐し、天然更新を図る。施業後は定期的にモニタリングし、健全な広葉樹林への転換を目指した保育・管理を行う
- 生育状況によっては、スギ・ヒノキの人工林の強度間伐等により地表面の受光を確保し、必要に応じて広葉樹の植樹を行うなど、広葉樹林への転換を目指した保育・管理を行う



人工林（右）に隣接する広葉樹林（左）

③資源管理林

【保育・管理方針】

- ・健全な広葉樹林を維持する
- ・搬出可能な場所では、資源を経済的に利用することを通じて、保育・管理を行う

【施業方法】

- 定期的にモニタリングし、更新伐を行う
- 条件の良い場所では、積極的に広葉樹を育成し、資源循環を図る



平成 22 年・和泉市

広葉樹資源の活用例（コナラを利用した原木シイタケ栽培）

④自然遷移林

【保育・管理方針】

基本的には自然遷移に任せる

【施業方法】

- 定期的なモニタリングを実施し、防災上必要な箇所については公的に対策を講じる

特に対応が必要な森林については、以下の点に留意して施業をすすめ、将来的には、①～③のいずれかの森林に移行します。

風倒木被害地

【保育・管理方針】

防災面で優先度の高い箇所から、早期に森林に回復できるよう、被害木の整理・搬出及び植樹を実施する

【施業方法】

- 搬出できる被害木は、木材やバイオマス等の資源として有効活用する
- 被害木の搬出のために作設する路網は、将来の保育や搬出のための路網として活用できるよう考慮する
- 被害木の整理後は、社会的条件にも考慮して、原則、林業適地ではスギ・ヒノキを中心に再造林し、林業不適地では健全な広葉樹の再造林を推進し、①～③のいずれかの森林に移行させる。

ナラ枯れ被害地

【保育・管理方針】

被害地の植生状況を観察しながら、将来、健全な森林に回復するよう、森林再生を図る

【施業方法】

- 被害木について、道路沿いや人が集まる場所等では、落枝や倒木を防ぐために、伐採・処理に努める。
- 高木層を形成する樹種の幼齢林が成立していれば、目標樹林の成長を阻害する樹木の除伐を実施するなど、保育・管理を行い、幼齢林が成立していないければ、高木層を形成する樹種の植樹を行うなど、高木の育成に努め、③の森林に移行させる。

拡大竹林

【保育・管理方針】

周囲の森林への侵入・拡大が懸念される箇所において、
当面重点的に拡大防止策を講じる

【施業方法】

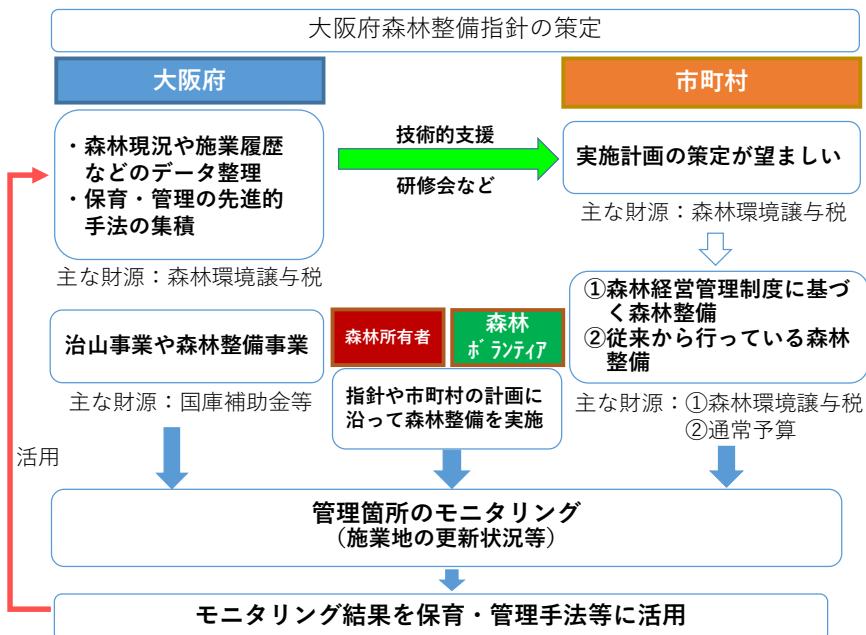
- 面積が大きければ、竹林の周囲に数メートルの緩衝地帯を設け、当面拡大しないよう継続して管理を行う
- 面積が小さければ皆伐を行い、①～③のいずれかの森林に移行させる



山一面に拡大した竹林

第5 活用のロードマップ

指針を活用するためのロードマップを示します。



大阪府の取組み

大阪府は、森林現況や施業履歴など森林データの更新や、保育・管理手法の調査による先進的技術を集積し、必要に応じ指針の見直しを図ります。また、市町村への支援として、森林に関するデータの提供や、森林環境譲与税を活用した森林整備及び木材利用に関する相談窓口の設置、研修会の開催など、具体的かつ分かりやすい技術的支援を行います。

また、府が行う治山事業や森林整備事業においても、指針に沿って実施します。

さらに、指針に沿って整備された森林や経過観察が必要な森林を選定し、定期的にモニタリングを行います。

市町村の取組み

市町村は、大阪府が策定した本指針を踏まえ、市町村内の森林を計画的に保育・管理するための実施計画を策定し、森林環境譲与税を活用するなど、森林管理に努めることとします。

森林所有者の取組み

森林所有者は、林業経営を通じた森林整備を行うなど、指針の趣旨に沿った森林管理に努めることとします。

森林ボランティアの取組み

森林ボランティアは、指針の趣旨に沿った森林管理活動に努めることとします。

(参考資料)

大阪府の森林・林業の現状

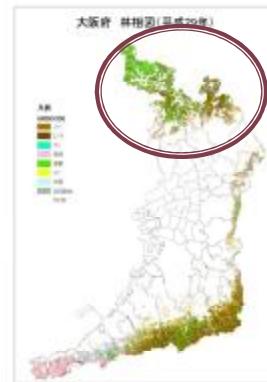
1. 豊能・三島地域の森林の現況

【基礎データ】

- 森林面積: 17,765ha
- スギ・ヒノキ人工林面積(率): 7,557ha(43%)

【特徴】

- 豊能地域では落葉広葉樹林が優先。
- 野生シカの被害が府内で唯一見られる
- 都市部に近い森林は、常緑広葉樹林と竹林が広がっている



2. 中部地域の森林の現況

【基礎データ】

- 森林面積: 4,230ha
- 人工林面積(率): 732ha(17%)

【特徴】

- 府民の森(600ha)が整備され、レクリエーション利用が盛ん
- 大半が常緑広葉樹林
- 落葉広葉樹林では、ナラ枯れ被害が見られる



※面積は森林G I Sの計測面積

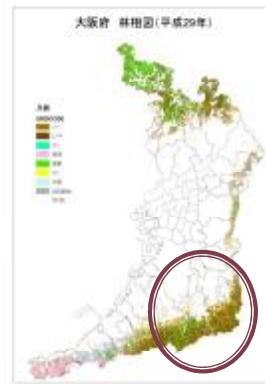
3. 南河内地域の森林の現況

【基礎データ】

- ・森林面積: 12,325ha
- ・人工林面積(率): 8,601ha(70%)

【特徴】

- ・スギ・ヒノキ人工林が大半を占める
- ・市街地に近接する箇所は竹林が広がっている
- ・急傾斜(30度以上)の割合が大きい



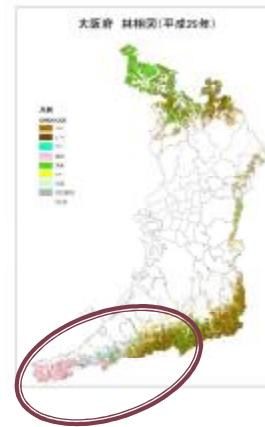
4. 泉州地域の森林の現況

【基礎データ】

- ・森林面積: 16,170ha
- ・人工林面積(率): 5,606ha(35%)
- ・竹林面積(率): 1,041ha(6%)

【特徴】

- ・東部地域はスギ・ヒノキ人工林が優先
- ・市街地に近接する箇所は竹林が広がる
- ・泉州西部にマツ林が見られる

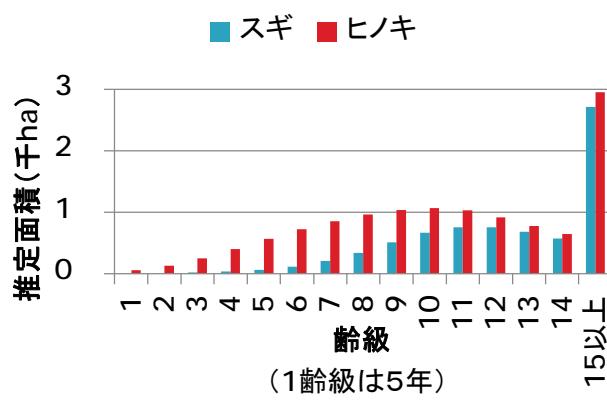


※面積は森林G I Sの計測面積

①スギ・ヒノキ 人工林

【基礎データ】

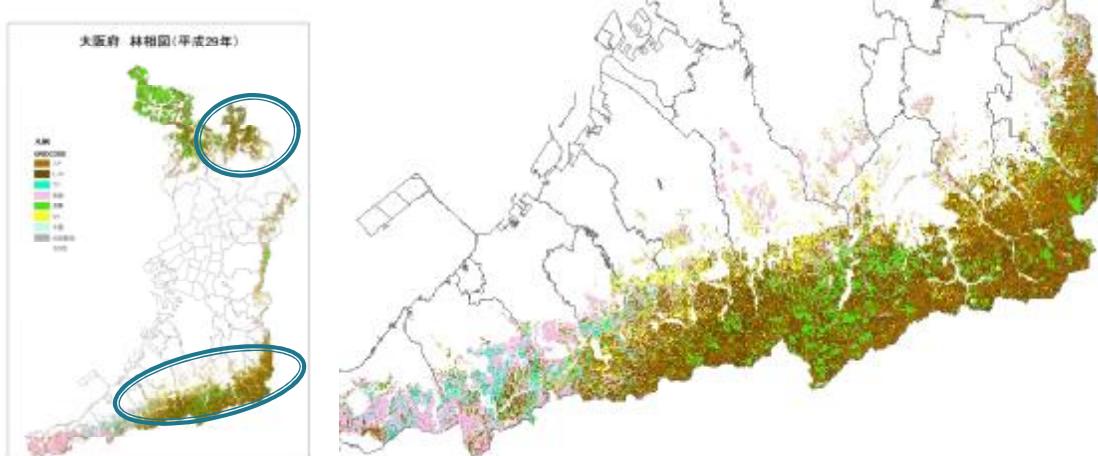
- ・現在の推定面積: 22,400ha
- ・森林経営計画面積: 3,600ha
- ・齢級構成:



【現況】



【分布】



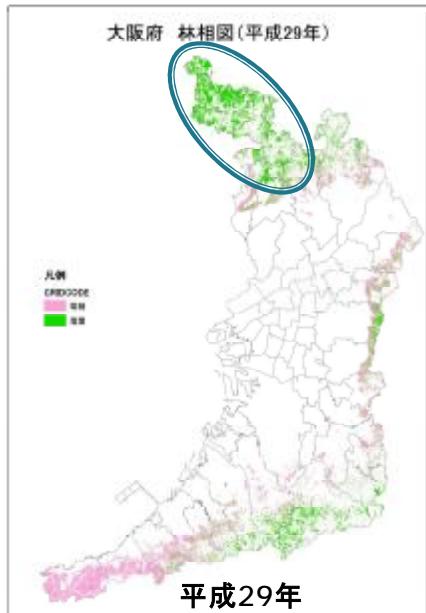
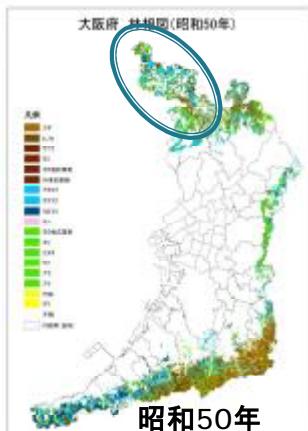
三島地域では、昭和50年時点でのマツ林の多くがスギ・ヒノキ人工林に転換。南河内～泉州東部は古くからの林業地であり、森林区域の大半を占める。

※面積は森林G I Sの計測面積

②落葉広葉樹林

【基礎データ】

・現在の推定面積10,100ha

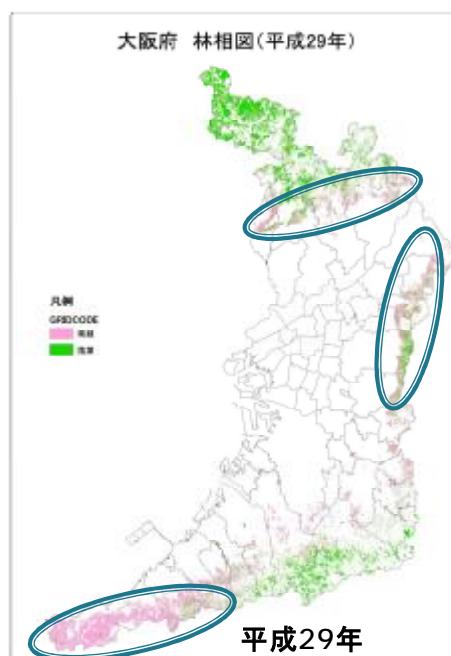
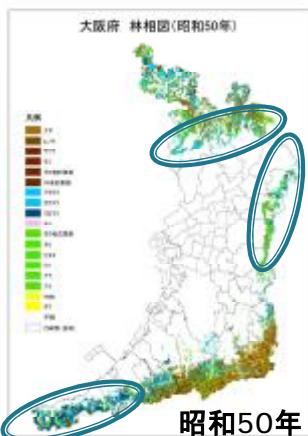


豊能地域では、マツ枯れ被害地が落葉広葉樹林に遷移している。

③常緑広葉樹林

【基礎データ】

現在の推定面積: 13,700ha



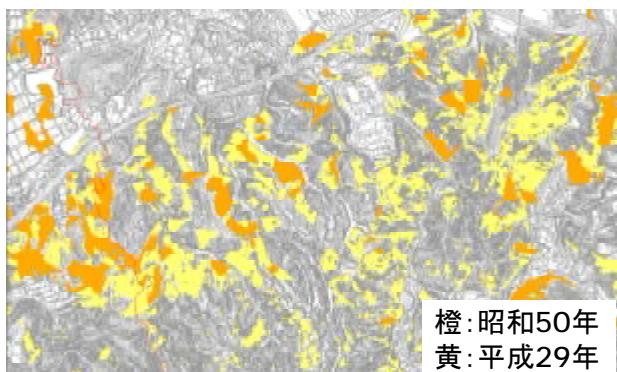
豊能・三島の南部及び泉州西部では、かつてのマツ林が常緑広葉樹林に遷移。生駒山では、落葉広葉樹林が、常緑広葉樹林に遷移しつつある。

※面積は森林G I Sの計測面積

④竹林

【基礎データ】

- ・現在の推定面積: 2,900ha
- ・大阪府内で見られるのは、モウソウチクとマダケ



【現況】



山を覆いつくす竹林



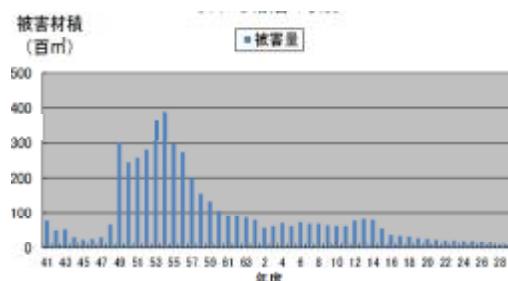
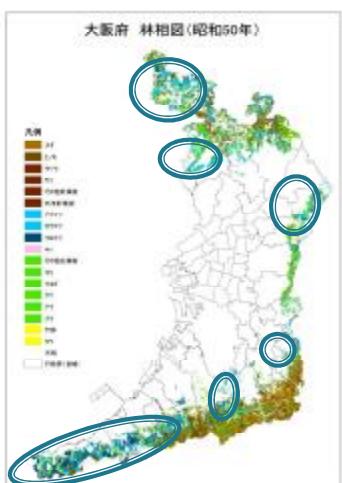
放置された竹林

⑤マツ林

【基礎データ】

- ・現在の推定面積: 1,200ha

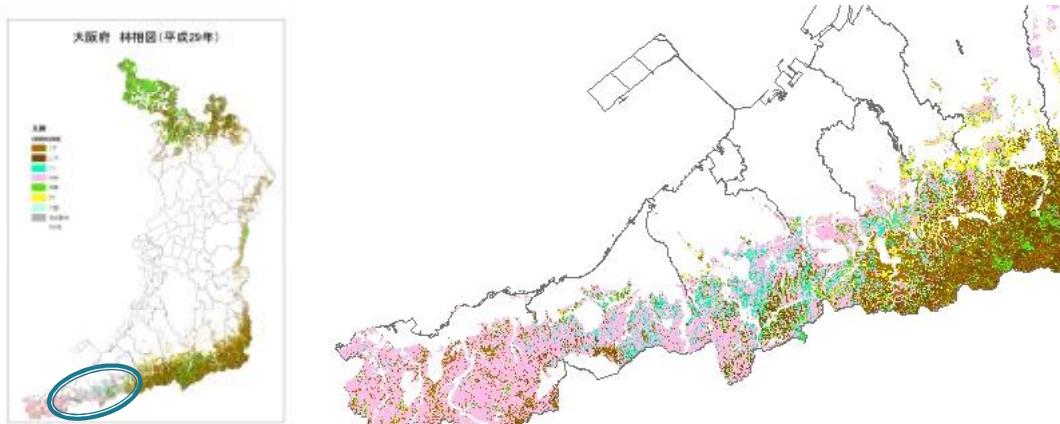
【過去の分布】



マツ枯れ被害跡地

※面積は森林G I Sの計測面積

【分布】



かつては府全域で見られたマツ林が、マツ枯れによりほとんどがマツ以外の森林に替わっている。現在まとまった面積としては、泉州西部地域で見られる。

風倒木被害

【基礎データ】

- 平成30年台風21号により甚大な風倒木被害が発生
- 被害面積：府内全体で約720ha

【被害状況】



高槻市原地区



和泉市仏並地区

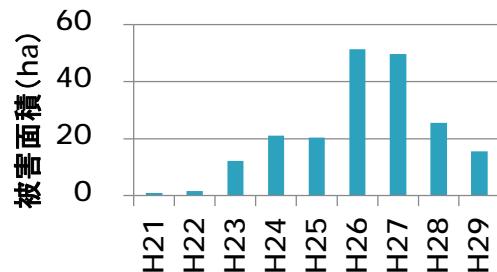
ナラ枯れ被害

【基礎データ】

- ・推定面積: のべ198.3ha
- ・被害箇所



【被害の推移】



【状況写真】



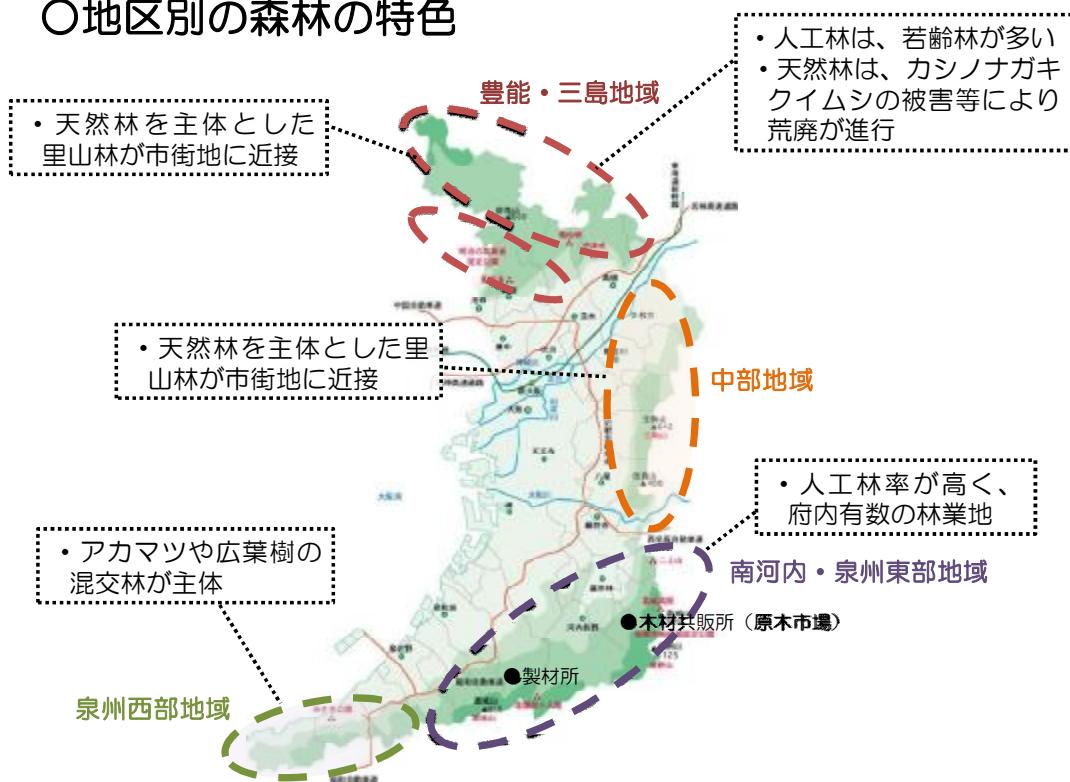
道路沿いの被害地

●大阪府の森林・林業の現況（データ集）

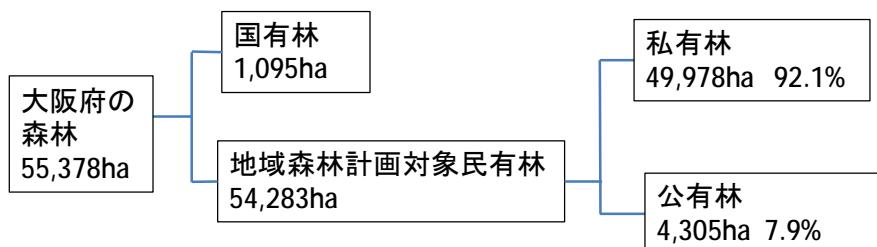
- ◇府県境に沿って、北から北摂、金剛生駒、和泉葛城の3山系が、大阪平野を取り巻く形で分布
- ◇府民は、3山系の森林から、防災機能やレクリエーション機能など多様な恩恵を受けています。



○地区別の森林の特色

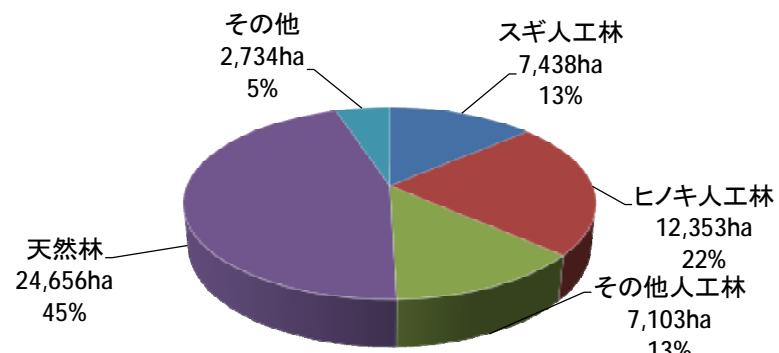


○森林の区分（H30.3）



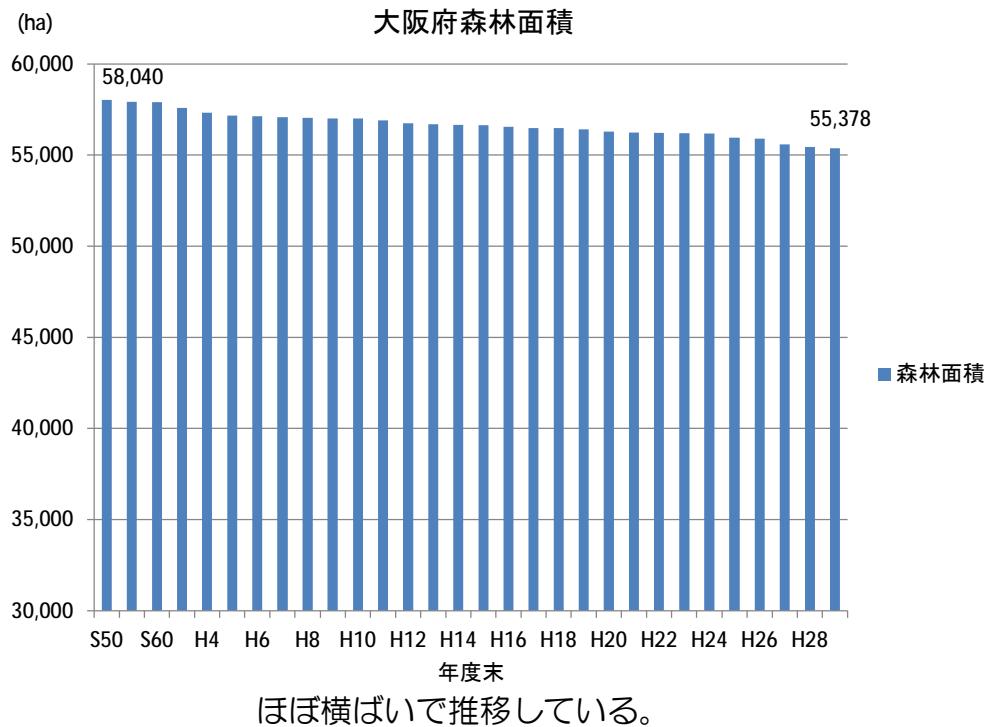
◇森林の98%を民有林が占め、その内の約9割が私有林

○人工林・天然林別面積 (地域森林計画対象民有林 54,283ha)

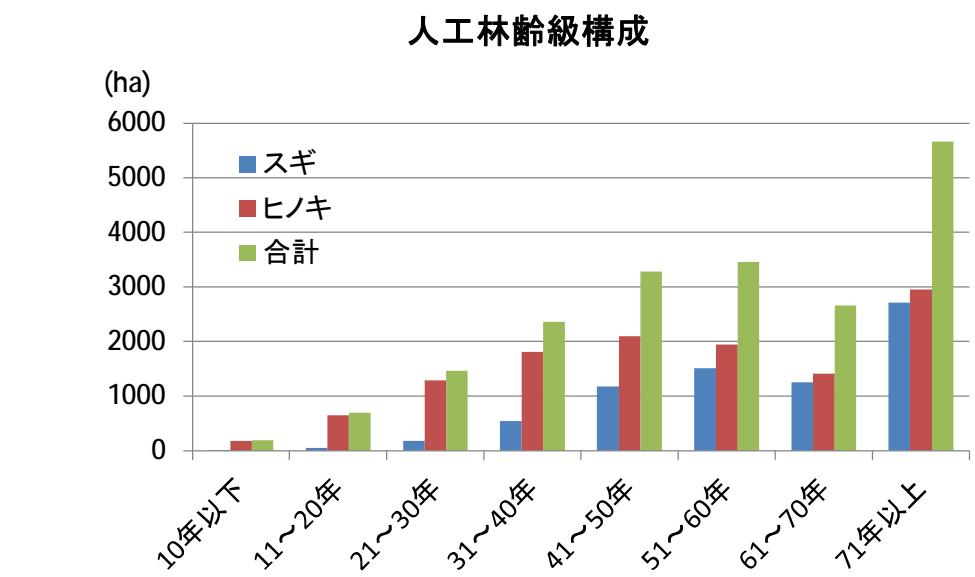


◇人工林率は49%と、全国の41%を上回る

○森林面積（推移）

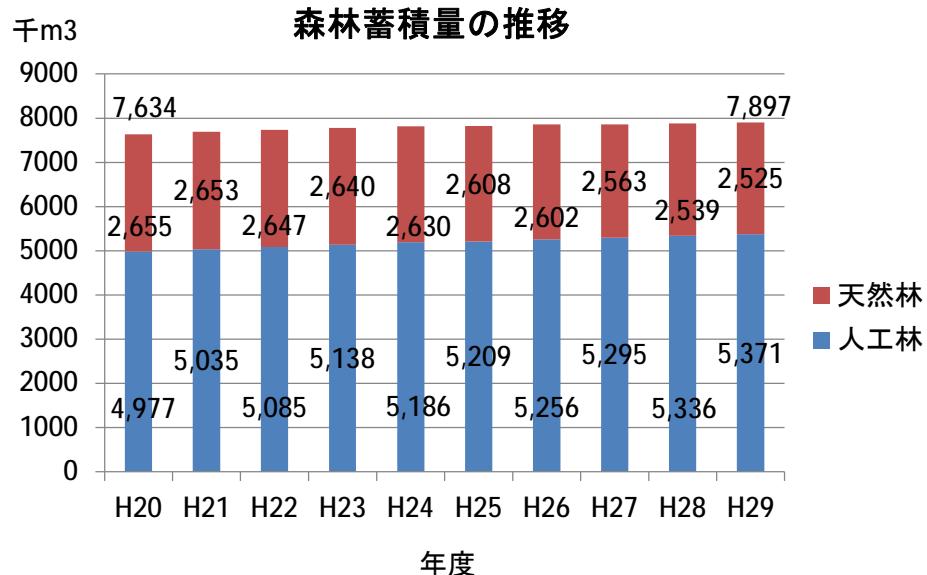


○齢級構成



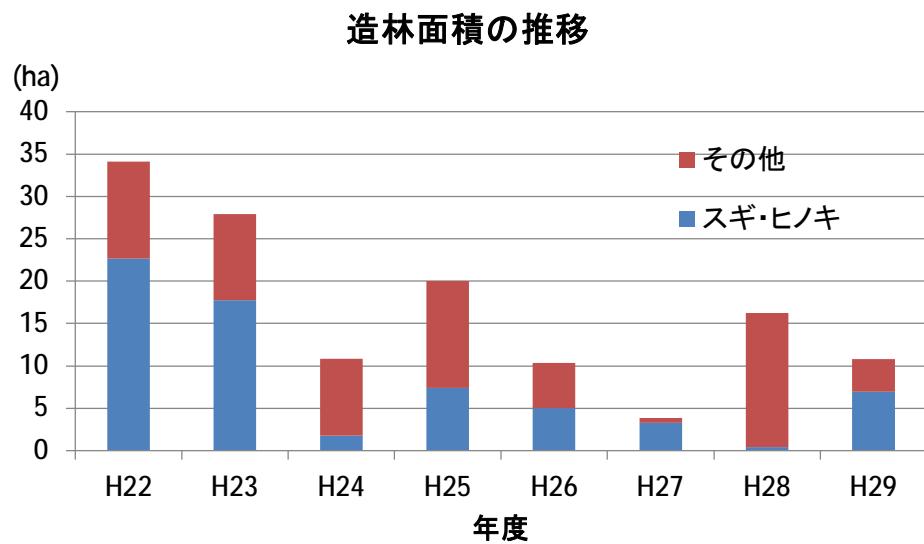
標準標準伐期齢〔スギ8齢級（40年生）、ヒノキ9齢級（45年生）〕
を超える割合は、スギ94%、ヒノキ68%

○蓄積量



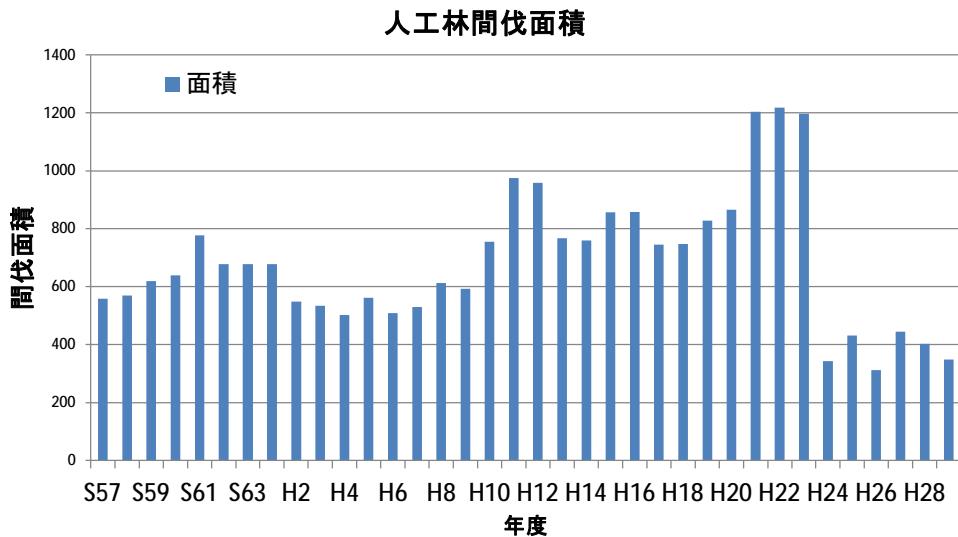
H20年度末から10年間で263千m³の増加

○造林面積



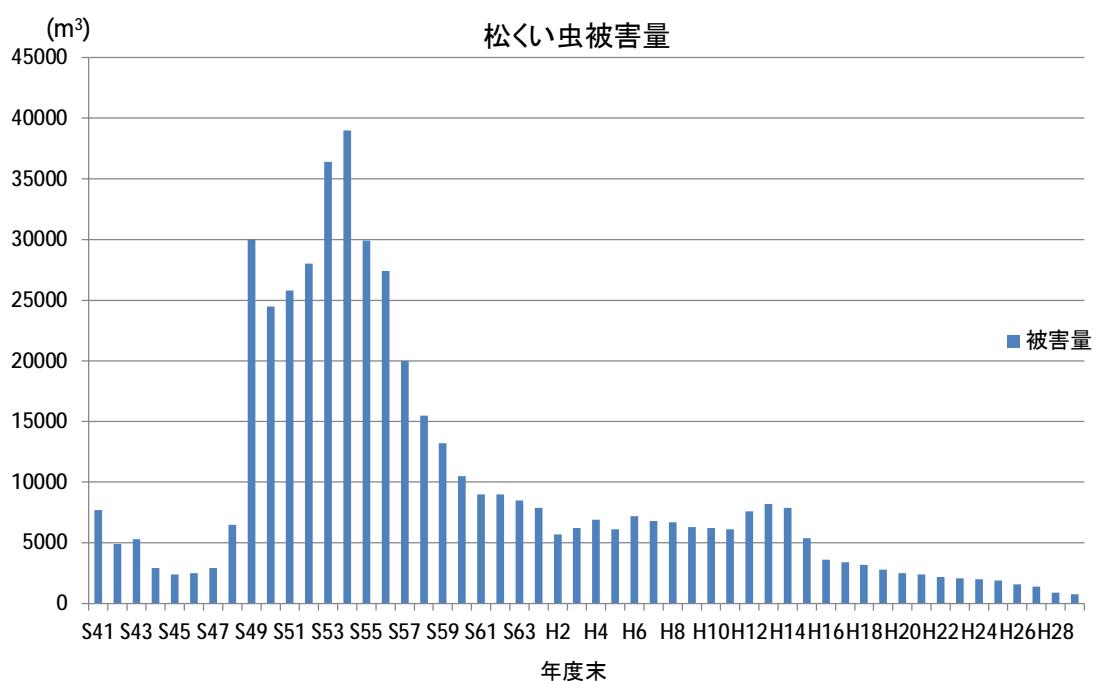
スギ・ヒノキ造林面積は、平成24年度以降5ha/年前後で推移。

○人工林の間伐面積



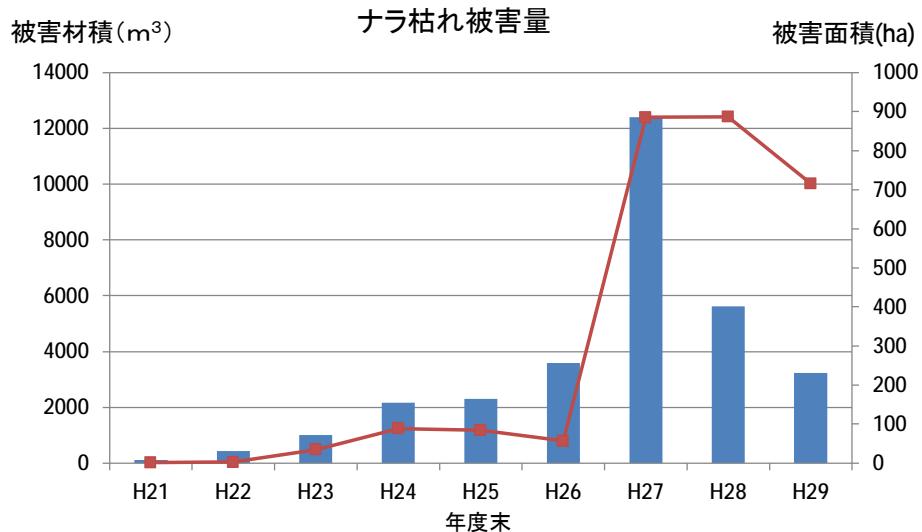
- 放置森林対策行動計画期間（H19～28）の目標面積10,100haに対し7,246ha実施。
- 平成24年度以降、国制度が切り捨て間伐から利用間伐に変わり、搬出や路網整備等の経費が伴うこととなり実施面積が減少している。

○松くい虫被害量



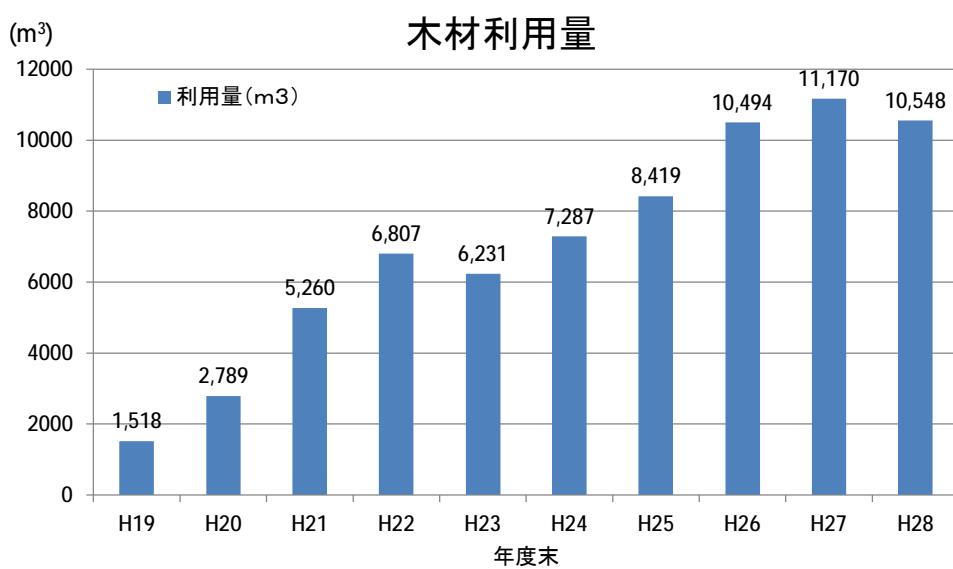
被害量は年々減少傾向にありピーク時の1/50以下

○ナラ枯れ被害量



- 平成21年 高槻市で初めて被害が発生。
 平成22年 箕面市・茨木市等北摂山系、及び枚方市・交野市等生駒山系に拡大。
 平成27年 河内長野市等金剛山系で被害確認。
 平成29年 貝塚市等和泉葛城山系を含む16市、3町、1村で被害を確認。

○木材利用量



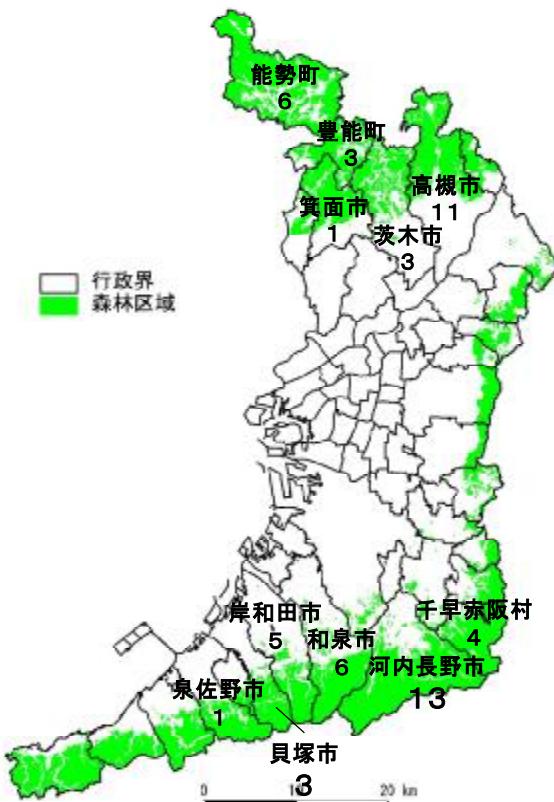
平成24年度以降、利用間伐への移行に伴い、路網整備や高性能林業機械の導入等による供給体制の向上や、「おおさか材認証制度」の創設・運用による流通の改善、一園一室木質化支援事業等による需要創出等、総合的な取組みにより、住宅建材等の木材利用量は増加。

○森林経営計画認定数

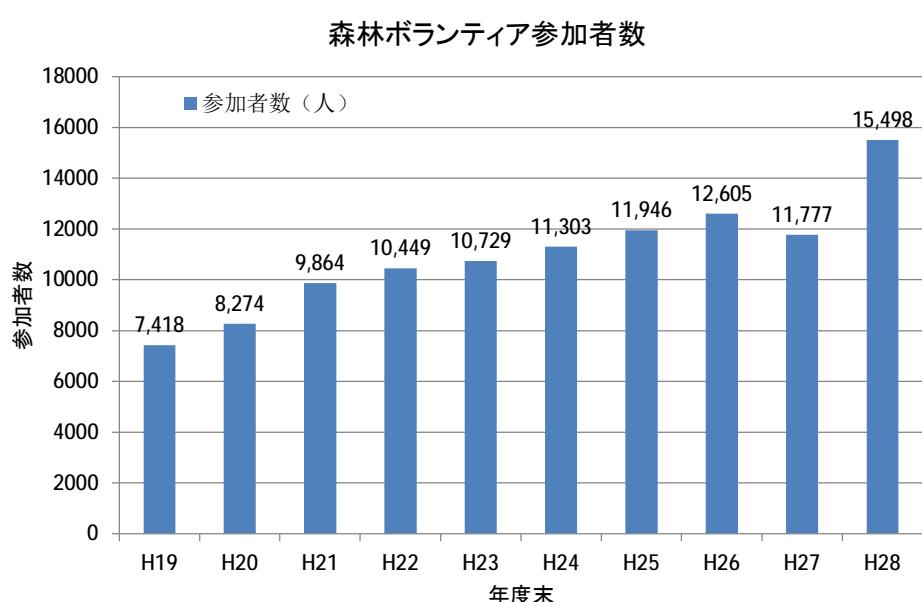
市町村名	森林経営計画 認定数	計画対象人 工林面積(ha)
能勢町	6	274
豊能町	3	125
箕面市	1	12
高槻市	11	864
茨木市	3	52
河内長野市	13	1,048
千早赤阪村	4	335
和泉市	6	296
岸和田市	5	177
貝塚市	3	112
泉佐野市	1	43
合計	56	3,337

平成29年度末現在の数値

人工林面積の約15%が認定済



○森林ボランティア参加者数（推移）



毎年11月の「山に親しむ推進月間」の森づくり活動やアドプトフォレスト活動への参加者が増加・定着し、H19年度に比べH28年度は2倍以上に増加

○保安林指定面積

保安林種	目的	29年度(ha)	割合(%) (※)
水源かん養	洪水や渇水を防ぐ	9,399	17.31
土砂流出防備	表土の侵食による土砂流出を防ぐ	7,220	13.30
保健	森林レクリエーションの場の提供、生活環境を守る	355	0.65
その他	干害防備保安林、風致保安林等	319	0.59
合計		17,293	31.86

※:大阪府内地域森林計画対象民有林面積(54,283ha)に占める割合

○自然公園指定面積

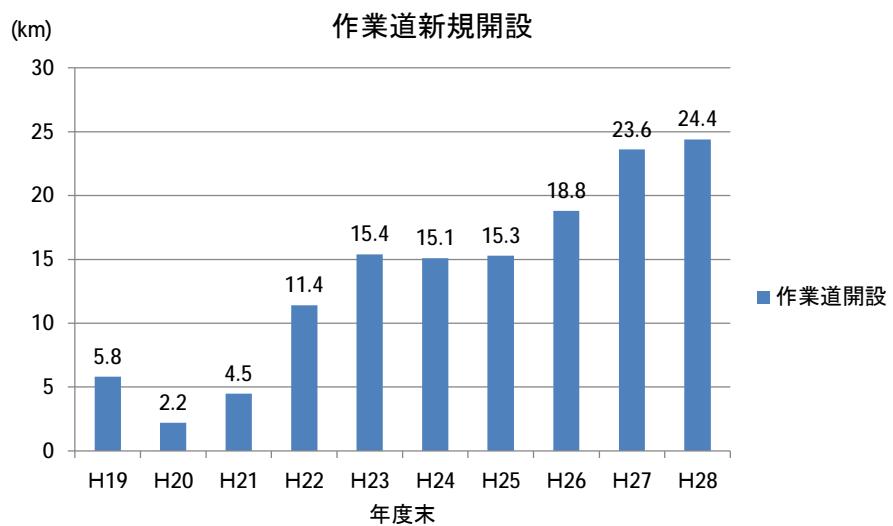
自然公園指定面積(ha)			合計(ha)	府域率(%)
国定公園	金剛生駒紀泉	15,535	16,498	8.7
	明治の森箕面	963		
府立自然公園	府立北摂自然	2,594	3,541	1.9
	府立阪南・岬自然	947		

○林道延長

市町村	延長(km)	市町村	延長(km)
能勢町	24.07	千早赤阪村	19.75
豊能町	5.29	河内長野市	59.90
箕面市	14.81	堺市	1.21
茨木市	15.27	和泉市	20.62
高槻市	52.51	岸和田市	32.89
島本町	1.46	貝塚市	23.39
枚方市	2.33	泉佐野市	35.11
交野市	2.90	熊取町	7.25
東大阪市	1.52	泉南市	20.38
柏原市	0.52	阪南市	13.82
太子町	0.76	岬町	29.29
河南町	4.10		
合計		389.14	

平成 30 年度末現在

○作業道新規開設（推移）



(参考) 相談・連絡先

○大阪府（出先事務所）

（豊能・三島地域）北部農と緑の総合事務所 地域政策室・森林課

TEL 072-627-1121 (内線 423)

（中河内地域）中部農と緑の総合事務所 地域政策室・森林課

TEL 072-994-1515 (内線 383)

（南河内地域）南河内農と緑の総合事務所 地域政策室・森林課

TEL 0721-25-1131 (内線 210)

（泉州地域）泉州農と緑の総合事務所 地域政策室・森林課

TEL 072-439-3601 (内線 207)

○大阪府（本庁）

環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課

TEL 06-6941-0351 (内線 2753)

E-mail morizukuri@sbox.pref.osaka.lg.jp